

## No 4 認定看護師資格取得支援事業費補助金交付要綱 新旧対照表 (様式除く)

新	旧
<p style="text-align: center;">令和<u>5</u>年度認定看護師資格取得支援事業費補助金交付要綱</p> <p>第1～2条 (略)</p> <p>(補助対象事業、補助申請者及び派遣対象者の要件)</p> <p>第3条 補助対象事業は、認定看護師教育機関で必要単位を取得するための研修、実習及び演習とする。</p> <p>2 補助の申請を行える者は、次の要件のいずれかに該当する医療機関又は教育関連機関とする。</p> <p>(1) 高知県内の医療機関又は訪問看護ステーションで、当該医療機関に在籍する看護職員をその身分を有したまま認定看護師教育機関に派遣し、資格の取得を支援することで、医療機関全体の職員の資質と医療内容の向上等を<u>図ろうと</u>する者</p> <p>(2) 高知県内の看護職員などの医療関係者育成に関係する教育関連機関で、当該機関に在籍する教員をその身分を有したまま、認定看護師教育機関に派遣し、当該医療関係者の育成を<u>図ろうと</u>する者</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(補助申請)</p> <p>第5条 補助申請をしようとする医療機関又は教育関連機関は、補助申請書(第1号様式)に関係書類を添えて、機構の理事長(以下「理事長」という。)が別に定める日までに、理事長に提出しなければならない。</p> <p>2 補助対象期間は、令和<u>5</u>年4月1日から令和<u>6</u>年3月31日の範囲内とし、追加公募を行った場合には、申請日から令和<u>6</u>年3月31日の範囲内とする。</p> <p>(補助事業者の決定)</p> <p>第6条 補助事業者の選考は、一般社団法人高知医療再生機構の組織に関する<u>規則</u>(平成22年3月29日機構規則第3号)第<u>6</u>条に定める助成評価委員会が行い、理事長がこれを決定する。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p style="text-align: center;">令和<u>4</u>年度認定看護師資格取得支援事業費補助金交付要綱</p> <p>第1～2条 (略)</p> <p>(補助対象事業、補助申請者及び派遣対象者の要件)</p> <p>第3条 補助対象事業は、認定看護師教育機関で必要単位を取得するための研修、実習及び演習とする。</p> <p>2 補助の申請を行える者は、次の要件のいずれかに該当する医療機関又は教育関連機関とする。</p> <p>(1) 高知県内の医療機関又は訪問看護ステーションで、当該医療機関に在籍する看護職員をその身分を有したまま認定看護師教育機関に派遣し、資格の取得を支援することで、医療機関全体の職員の資質と医療内容の向上等を<u>はかろうと</u>する者</p> <p>(2) 高知県内の看護職員などの医療関係者育成に関係する教育関連機関で、当該機関に在籍する教員をその身分を有したまま、認定看護師教育機関に派遣し、当該医療関係者の育成を<u>はかろうと</u>する者</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(補助申請)</p> <p>第5条 補助申請をしようとする医療機関又は教育関連機関は、補助申請書(第1号様式)に関係書類を添えて、機構の理事長(以下「理事長」という。)が別に定める日までに、理事長に提出しなければならない。</p> <p>2 補助対象期間は、令和<u>4</u>年4月1日から令和<u>5</u>年3月31日の範囲内とし、追加公募を行った場合には、申請日から令和<u>5</u>年3月31日の範囲内とする。</p> <p>(補助事業者の決定)</p> <p>第6条 補助事業者の選考は、一般社団法人高知医療再生機構の組織に関する<u>規程</u>(平成22年3月29日機構規則第3号)第<u>5</u>条に定める助成評価委員会が行い、理事長がこれを決定する。</p> <p>2・3 (略)</p>

新	旧												
<p>第7条～11条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、令和<u>5</u>年<u>  </u>月<u>  </u>日から施行する。</p> <p>2 令和<u>5</u>年度補助額は、令和<u>5</u>年9月を目途に決定する。決定までに請求できる概算払額は、<u>補助(予定)額</u>の2分の1を上限とする。</p> <p>(別表)</p> <table border="1" data-bbox="165 528 1093 1034"> <thead> <tr> <th>補助対象経費</th> <th>補助率</th> <th>補助限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 現住所から教育機関までの往復旅費 (2) 住居費(家賃等賃借料、敷金、手数料、負担金) (3) 研修費(受講料、研修先での移動交通費、書籍等購入費、消耗品費、通信運搬費、手数料、使用料、負担金) (4) その他理事長が特に必要と認める経費</td> <td>1 / 2 以内</td> <td>700 千円 / <u>1人</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>※「公募事業Q&amp;A」及び「補助対象経費・基準額等について」を確認すること。</p>	補助対象経費	補助率	補助限度額	(1) 現住所から教育機関までの往復旅費 (2) 住居費(家賃等賃借料、敷金、手数料、負担金) (3) 研修費(受講料、研修先での移動交通費、書籍等購入費、消耗品費、通信運搬費、手数料、使用料、負担金) (4) その他理事長が特に必要と認める経費	1 / 2 以内	700 千円 / <u>1人</u>	<p>第7条～11条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、令和<u>4</u>年4月1日から施行する。</p> <p>2 令和<u>4</u>年度補助額は、令和<u>4</u>年9月を目途に決定する。決定までに請求できる概算払額は、<u>補助額(予定)</u>の2分の1を上限とする。</p> <p>(別表) (略)</p> <table border="1" data-bbox="1124 528 2049 1034"> <thead> <tr> <th>補助対象経費</th> <th>補助率</th> <th>補助限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 現住所から教育機関までの往復旅費 (2) 住居費(家賃等賃借料、敷金、手数料、負担金) (3) 研修費(受講料、研修先での移動交通費、書籍等購入費、消耗品費、通信運搬費、手数料、使用料、負担金) (4) その他理事長が特に必要と認める経費</td> <td>1 / 2 以内</td> <td>700 千円 / <u>1人あたり</u></td> </tr> </tbody> </table>	補助対象経費	補助率	補助限度額	(1) 現住所から教育機関までの往復旅費 (2) 住居費(家賃等賃借料、敷金、手数料、負担金) (3) 研修費(受講料、研修先での移動交通費、書籍等購入費、消耗品費、通信運搬費、手数料、使用料、負担金) (4) その他理事長が特に必要と認める経費	1 / 2 以内	700 千円 / <u>1人あたり</u>
補助対象経費	補助率	補助限度額											
(1) 現住所から教育機関までの往復旅費 (2) 住居費(家賃等賃借料、敷金、手数料、負担金) (3) 研修費(受講料、研修先での移動交通費、書籍等購入費、消耗品費、通信運搬費、手数料、使用料、負担金) (4) その他理事長が特に必要と認める経費	1 / 2 以内	700 千円 / <u>1人</u>											
補助対象経費	補助率	補助限度額											
(1) 現住所から教育機関までの往復旅費 (2) 住居費(家賃等賃借料、敷金、手数料、負担金) (3) 研修費(受講料、研修先での移動交通費、書籍等購入費、消耗品費、通信運搬費、手数料、使用料、負担金) (4) その他理事長が特に必要と認める経費	1 / 2 以内	700 千円 / <u>1人あたり</u>											
<p>第1号様式 <u>年度の変更及び一部項目を修正</u></p> <p>第2号様式 <u>年度の変更及び決定時期等を追加</u></p> <p>第3号様式 <u>年度の変更</u></p> <p>第4号様式 <u>年度の変更</u></p> <p>第5号様式 <u>年度の変更</u></p> <p>第6号様式 <u>年度の変更及び事業実施期間等を追加</u></p> <p>(別紙1-1) <u>様式中の項目の変更及び削除</u></p>	<p>第1号様式</p> <p>第2号様式</p> <p>第3号様式</p> <p>第4号様式</p> <p>第5号様式</p> <p>第6号様式</p> <p>(別紙1-1)</p>												

新	旧
<p>(別紙 1 - 2) <u>様式中の項目の変更及び削除</u></p> <p>(別紙 2)、(別紙 3) 変更なし</p> <p>(別紙 4) <u>Word の様式を廃止しエクセルのみに変更</u></p> <p>(別紙 5 - 1) <u>様式中の項目の変更及び削除</u></p> <p>(別紙 5 - 2) <u>様式中の項目の変更及び削除</u></p> <p>(別紙 6) <u>Word の様式を廃止しエクセルのみに変更</u></p> <p>(別紙 7)、(別紙 8) 変更なし</p>	<p><u>(別紙 1 - 2)</u></p> <p>(別紙 2)、(別紙 3)</p> <p><u>(別紙 4)</u></p> <p><u>(別紙 5 - 1)</u></p> <p><u>(別紙 5 - 2)</u></p> <p><u>(別紙 6)</u></p> <p>(別紙 7)、(別紙 8) 変更なし</p>
<p><u>※様式全体として、記載方法や注意点を追記しています。</u></p>	